

被災者生活支援情報

1. 一部損壊世帯（修理費100万円以上）への災害義援金

12月19日（月）から、住家が一部損壊の判定を受け、修理費用に100万円以上支出した世帯への災害義援金配分の申請受付を開始しました。

対象となる方

住家が一部損壊の判定を受け、修理費用（※）に100万円以上支出した世帯

※ 日常生活に欠くことができない部分の修理が対象です。
内装や外構のみの工事、家電製品の修理等の費用は除きます。

対象となる 工事箇所・部分	・屋根、柱、床、外壁、基礎等 ・ドア、窓等の開口部（ガラス・鍵の交換も含む） ・上下水道、電気、ガス等の配管、配線、給排気設備（換気扇等） ・衛生設備（便器、浴槽等）、給湯設備（電気温水器等） ※上記の対象箇所・部分であっても、壊れていない場合の取り換えや リフォーム、グレードアップは対象となりません。
対象外の 工事箇所・部分	・内装（間仕切り壁、壁紙、天井の仕上げ、ふすま、障子等、畳） ・外構（門、車庫、カーポート、塀、柵等） ・家電製品

配分額

1世帯あたり10万円

申請期限

平成30年3月30日(金)まで

必要な書類等

《提出書類》

- ・申請書【様式1-1】または【様式1-2】
- ・住家のり災証明書の写し
- ・修理工事の領収証の写し
- ・振込口座の通帳の写し（振込み先は、原則としてり災者（世帯主）名義に限る）

《その他持参いただくもの》

- ・修理工事の内容が分かる書類（工事内訳書、工事明細書、見積書、工事前後の写真等）
- ・印鑑（認印可）

各様式は、熊本市ホームページまたは申請窓口
（各区役所総合相談窓口）にご用意しております。

お問合せ先

一部損壊への義援金専用ダイヤル：096-328-2979

《月～金曜日（祝日除く） 午前9時～午後4時》

申請窓口

各区役所総合相談窓口 《月～金曜日（祝日除く） 午前9時～午後4時》

中央区（市役所14階大ホール）：096-328-2105

東区：096-367-9267

西区：096-329-2829

南区：096-357-4757

北区：096-272-1972

【共同住宅（マンション等）の区分所有者の方は、裏面もご確認ください。】

《共同住宅（マンション等）の取扱いについて》

修理費用について

被災世帯（専有部分）の修理額が100万円に満たない場合でも、管理組合による**共用部分の修理の個人負担相当額**との合計額が100万円以上となる場合は、配分の対象となります。

個人負担相当額 = 共用部分修理費総額 ÷ 全戸数（賃貸室及び空き家を含む）

共用部分の修理に関する個人負担相当額を合計した額に基づいて申請する場合には、表面に記載の「必要な書類等」に加え、管理組合による審査申請に基づき市が発行する「共用部分にかかる修理費証明書【様式2-2】」の写しが必要です。あらかじめ、管理組合にご相談ください。

管理組合への委任について

個人負担相当額が100万円以上の場合、マンション等の管理組合代表者（理事長等）が、管理組合員から申請・受取に関して委任を受け、当該管理組合代表者名で申請することができます。

管理組合の方へ

共用部分にかかる修理費証明書の申請または区分所有者から委任を受けて行う義援金の申請のお手続きについては、熊本市ホームページをご覧くださいか、一部損壊への義援金専用ダイヤル（096-328-2979）までお問合せください。

2. 家屋解体申請の期限にご注意ください

公費解体申請期限：平成29年3月31日（金）

県外にお住まいや、り災証明書の手続き中などの事情により、申請日の予約ができていない方は震災廃棄物対策課へご相談ください。

自費解体申請期限：平成28年12月28日（水）

業者と契約して既に解体が終了した方（自費解体）の申請受付は平成28年12月28日（水）までです。書類不足などによる再提出の方は、至急提出ください。

被災マンションの申請期限延長

被災マンション法が適用されるマンションについては、申請期限を延長します。
申請期限：平成29年10月4日（水）

3. 寝具その他生活必需品の支給申請受付の終了

お住まいが半壊以上の被災にあった方へ支給する寝具・下着など生活必需品の申請受付は、**平成29年1月31日（火）**をもって終了します。

申請窓口：各区役所総合相談窓口（地域支え合いセンター内）
お問合せ先：健康福祉政策課 096-328-2340

4. 応急仮設（プレハブ）住宅の補充入居者を募集します

募集案内書を次のとおり配布します。申し込み期間などの詳細は、募集案内書をご覧ください。

配布日時：1月10日（火）～20日（金）（土・日曜、祝日を除く）午前9時～午後5時
配布場所：住宅課（市庁舎9階）、各区役所、各総合出張所、各出張所
お問合せ先：住宅課 096-328-2461